地方自治法(昭和22年4月17日法律第67号)第234条第2項、地方自治法施行令(昭和22年5月3日政令第16号)第167条の2第1項第5号及び横浜市契約事務委任規則第4条第4項第2号により次のとおり随意契約を締結したので、その概要を公表します。

令和5年8月8日

横浜市契約事務受任者 港湾局長 中野 裕也

- 契約の概要
 港湾施設嵩上工事
- 2 履行(納品)場所 中区南本牧3番6から6番1まで
- 3 契約日 令和5年2月22日
- 4 履行日又は履行期間 令和5年2月22日から令和5年7月31日まで
- 5 契約金額 60,423,000円
- 契約の相手方(名称及び所在)横浜港災害対策支援協議会 会長 馬越 成之住所 横浜市中区太田町 1-15
- 7 当該随意契約を行わざるを得なかった理由 台風等による越波被害を防ぐため、緊急を要する契約の手続きにより随意契約とし ました。
- 8 契約の相手方の選定理由

「災害時応急措置の協力に関する横浜市と横浜港災害対策支援協議会との協定」を 締結しているため

9 所管課 港湾局 建設第二課